

平成29年10月27日午後3時判決言渡 東京高等裁判所第5民事部 101号法廷
平成24年(ネ)第4631号各損害賠償請求控訴事件(原審・横浜地方裁判所平成20
年(ワ)第2586号,平成22年(ワ)第2160号)

裁判長裁判官 永野厚郎 裁判官 中山雅之 裁判官 筈井卓矢

控訴人 平田岩男 外88名 被控訴人 国 外43社

判 決 要 旨

第1 主文【判決6～9頁】

控訴人らの請求を全て棄却した原判決を変更して、別紙の認容額欄に金額の記載のある控訴人らについて、当該記載に対応する被控訴人(国,一部の企業)への請求を当該金額及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で一部認容するものである。

第2 事案の要旨【判決9～10頁】

控訴人らは、主に神奈川県内において建設作業に従事し、石綿(アスベスト)粉じん
に曝露したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等、石綿粉じん曝露により生ずる疾患
(石綿関連疾患)に罹患したと主張する者又はその相続人である。

本件は、控訴人らが、① 被控訴人国については、被控訴人国が、建設作業従事者の
石綿含有建材による石綿粉じん曝露を防止するために労働関係法令等に基づく規制権
限を行使することを怠ったこと、さらには、石綿含有建材を用いた構造を建築基準法上
の耐火構造等として指定又は認定し、石綿含有建材の使用を推進したことなどが違法で
あると主張して、国家賠償法(国賠法)1条1項に基づき、② 被控訴人旭硝子株式会
社外42社については、同被控訴人らが、石綿のがん原性が明らかとなった時点以降も、
警告表示を付すことなく石綿含有建材を製造・販売した行為等が不法行為に当たるとし
て、民法709条あるいは製造物責任法3条並びに民法719条1項に基づき、被控訴
人ら全員に対し、連帯して、建設作業従事者1人当たり慰謝料3500万円、弁護士費
用350万円の合計3850万円(総額28億8750万円)の損害賠償及び遅延損害
金を請求している事案である。

原審が控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人らが控訴した。

第3 被控訴人国の責任

1 (労働安全衛生法(安衛法)上の規制権限不行使の違法及び期間)【判決202～204,206頁】

被控訴人国において、安衛法上の規制権限を行使して、遅くとも昭和56年1月1

日までに、労働省令により、事業者に対して、屋根を有し周囲の半分以上が外壁に囲まれ屋内作業場と評価し得る建築作業現場の内部において、石綿含有建材の取扱作業及びその周囲での作業に労働者を従事させる場合には、防じんマスクを使用させることを罰則をもって義務付けるとともに、これを担保するため、通達を定めて、石綿粉じん曝露の危険性及び防じんマスクの使用の必要性に関して、石綿含有建材の表示内容及び石綿含有建材を取り扱う作業場における掲示内容並びに安全教育の内容を改めなかったのは違法であり、これは被控訴人国が特定化学物質等障害予防規則（特化則）等を改正し、施行した平成7年4月1日の前日まで継続する。

すなわち、昭和50年代半ばにおいては、建築作業従事者に対して、石綿粉じん曝露による石綿関連疾患発症の広汎かつ重大なリスクが継続していたところ、この時点の状況について、後知恵を排して見たとしても、①肺がん・中皮腫が石綿肺の発症に必要な石綿粉じん曝露レベルよりも低い曝露レベルにより発症するとの医学的知見が集積され、建設業において過去の石綿粉じん曝露がその原因であると合理的に考え得るじん肺の労災認定件数が急増し、また、我が国よりも石綿使用で先行する諸外国において中皮腫の発症件数が増大していたことから、昭和50年改正（昭和50年の労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び特化則の改正による規制）により建築作業現場における石綿粉じん曝露の状況が変わらなければ、将来的に、じん肺発症件数を上回る件数の肺がん・中皮腫の発症が継続することが具体的に危惧される状況となっていたこと、②昭和50年代に入っても建築作業現場における石綿使用量は減少することなく高水準を維持し、石綿吹付け作業が減少したものの、代わって現場における大きな発じん源となる電動工具が飛躍的に普及したこと、③各種建築作業における石綿粉じん曝露濃度について許容濃度を超える内外の測定結果が公表され、建築作業は石綿粉じん曝露の危険性のある職業分野であるとの認識が形成されるようになっていたこと、他方で、④昭和50年改正の実施の徹底と実態把握を目的とした5年計画の特別指導監督計画をはじめとする監督行政の実施により、建築作業現場及び建築作業における石綿粉じん曝露の実態、防じんマスクの着用が励行されておらず、昭和50年改正が十分な対策となっていないことを把握可能であったことを前提とすると、被控訴人国において、建築作業従事者に対して、石綿粉じん曝露による広汎かつ重大な健康被害のリスクが生じていることを把握し得たというべきである。そうすると、被控訴人国による前記の規制・監督権限の不行使は、許容される限度を逸脱し

て著しく合理性を欠くものであったと認められる。

2 (控訴人らの主張するその他の違法事由)

(1) 昭和50年時点の規制の合理性について【判決189頁】

現時点から振り返ってみると、昭和50年当時、建築作業従事者に対して、石綿粉じん曝露による石綿関連疾患の広汎かつ重大なリスクが存在し、昭和50年改正による対策ではこれに対応するに不十分であったといわざるを得ないが、後知恵を排して見るに、当時の状況においては、石綿粉じん曝露による肺がんの発症は石綿肺と同レベルの高濃度曝露が必要であると考えられていたところ、この時点で建設業におけるじん肺の労災認定の件数が著しく増加し、あるいは他産業分野に比して発症率が高いという状況はなく、また、中皮腫が少量曝露によっても発症しうることとは知られていたものの、石綿の種類等により危険性は著しく異なるとされ、国内における発症件数もわずかであった。さらに、建築作業は一定の工程の中に作業内容の異なる他職種が関わり、作業環境・作業場所も比較的短期間のうちに変わることから、建築作業及び建築作業現場における石綿粉じん曝露の実態が把握されていなかったという被控訴人国の認識状況を前提にすると、昭和50年改正において、建築作業については、建築作業現場における主要発じん源とされ、その危険性が指摘されていた石綿吹付け作業を原則禁止し、従来のマスクの備え付け義務に加えて、特定化学物質等作業主任者による作業の指揮や保護具の使用状況の監視により、マスクの着用をより一層確保することなどにより、当面採り得る対策を講じ、監督行政を通じてその実施の徹底を図りつつ、建築作業現場及び建築作業の実態把握を行うとの被控訴人国の判断には相応の合理性が認められ、その権限の不行使が許容される限度を超えて著しく不合理なものであったとはいえない。

(2) 被控訴人国には、控訴人らの主張するその余の安衛法、労働者災害補償保険法及び建築基準法上の規制権限の行使あるいは不行使の違法事由は認められない。

3 (国賠法上の保護対象)【判決233～234頁】

安衛法上の規制権限の保護対象は同法2条2号で定義される労働者であり、労務提供の形態及び報酬の対償性からみて実質的に労働者に該当しない一人親方等に対しては、被控訴人国は、規制権限不行使による国賠法上の責任を負わない。

4 (基準慰謝料額)【判決311頁、315頁】

被災者らの慰謝料の基準となる額は、次のとおりとするのが相当である。なお、肺

がんを発症した被災者に喫煙歴のある場合は、慰謝料額の1割を減額する。

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| ① 石綿肺（管理区分2，合併症あり） | 1 3 0 0万円 |
| ② 石綿肺（管理区分3，合併症あり） | 1 8 0 0万円 |
| ③ 石綿肺（管理区分4），肺がん，中皮腫，びまん性胸膜肥厚 | 2 2 0 0万円 |
| ④ 石綿関連疾患による死亡 | 2 5 0 0万円 |

5（被控訴人国の負担すべき損害額）【判決311～315頁，316頁】

(1) 被控訴人国の安衛法上の規制権限不行使の責任は、事業者が雇用する労働者に対して負担する健康・安全確保義務あるいは石綿建材企業が建材を使用する労働者に対して負担する製品の安全性確保義務との関係で二次的・補完的な責任と位置付けられる上に、本件においては、事業者及び石綿建材企業のほか、労働者自身の行為が介在していることから、被控訴人国による規制権限の行使があれば、本件被害の全てを防止することができたことまでは断じ難く、また、被控訴人国において不十分ながら規制権限を行使していたことなどを勘案して、被控訴人国が賠償責任を負うのは、被災者に生じた損害の3分の1を限度とするのが相当である。

(2) その上で、被控訴人国の責任期間に応じて以下の通り修正するのが相当である。

ア 石綿肺及び肺がんに罹患した被災者のうち被控訴人国の責任期間が10年に満たない者については、被控訴人国の責任期間以外の期間における石綿粉じん曝露も一定の限度で損害の発生に寄与したとみるべきであるから、1年ごとに1割ずつ減額する。

イ 中皮腫を発症した被災者との関係では、被控訴人国の責任期間が1年以上のときは、被控訴人国の責任期間内の石綿粉じん曝露のみでも中皮腫を生じさせるに十分であったというべきであり、その余の期間において石綿粉じんに曝露していたとしても、減額しない。被控訴人国の責任期間が1年に満たないときは個別に判断する。

ウ びまん性胸膜肥厚を発症した被災者のうち被控訴人国の責任期間が3年に満たない者については、1年ごとに3分の1ずつ減額する。

(3) 弁護士費用

慰謝料額の1割を認める。

6（被控訴人国の賠償額のまとめ）

上記によると、被控訴人国は、被災者75名中、39名との関係で、少ない者で4

7万6666円、多い者で916万6666円、総額2億3272万6980円（請求額28億8750万円）の損害賠償責任を負う。

第4 被控訴人企業らの責任

1（警告義務の発生時期及び内容）【判決246～247頁】

石綿含有建材を製造・販売した被控訴人企業らは、昭和50年4月1日以降、製品の安全性確保義務の一態様として、石綿粉じん曝露により石綿関連疾患を発症する危険があること及び危険回避のために当該建材を取り扱う作業中は防じんマスクを使用する必要があることなどを警告する義務を負担する。但し、吹付け材を製造・販売した被控訴人企業らは、昭和48年1月1日以降、上記義務を負う。

2（建材の到達立証の要否及び方法）【判決256頁，259～260頁】

(1) 民法719条1項後段を適用するためには、加害者の行為がそれのみで発生した損害との間の因果関係を推定しうる程度に具体的な危険を発生させたことを立証することが必要であり、本件においては、少なくとも、特定された被控訴人企業らが製造・販売した石綿含有建材が特定の被災者に到達したことが立証されることが前提となる。

(2) 本件においては、被災者らは、いずれも長期間にわたって、一定期間ごとに多数の現場で建築作業に従事し、各現場においては多種・多様な建材が使用され、使用される建材の種類・製品及び組み合わせも異なること、石綿関連疾患が石綿粉じん曝露から数十年経過後に発症し、既に多数の被災者が死亡していることなどから、特定の建材が特定の被災者に到達したこと及びその頻度を直接証明する的確な証拠に乏しい状況にある。このような事案の特質に鑑みると、他の的確な証拠によることができない場合に、控訴人らが主要曝露建材として特定した建材が、各被災者の職種、作業内容、作業歴、建材の製造期間などからみて、現場において通常使用する建材であることの裏付けがあり、主要曝露建材を製造・販売した被控訴人企業のマーケットシェアに一応の根拠が認められ、被災者が作業した現場数が多数である場合には、これらに基づく確率計算に依拠して、建材の到達とその頻度を推定することも、流通経路の偏り等によって、現実の到達と確率計算に乖離を生じさせる具体的事情がない限り、合理性がある。

3（建材の到達が立証された場合の各企業の責任の範囲）【判決263～266頁】

(1) 中皮腫以外の石綿関連疾患を発症させた被災者との関係

ア 加害企業として特定された複数の被控訴人企業らがそれぞれ製造・販売した主要曝露建材からの石綿粉じんの累積曝露量が、いずれもヘルシンキクライテリアの定める25本/cm³・年以上の場合には、各加害行為に損害発生の特起力が認められ、民法719条1項後段の適用により、各企業は被災者に対して、生じた損害全部について連帯して損害賠償の責任を負う。

イ 加害企業として特定された複数の被控訴人企業らがそれぞれ製造・販売した主要曝露建材からの石綿粉じんの累積曝露量が、上記の特起力がない場合には、控訴人らは加害企業の全てを特定していないから、民法719条1項後段を類推適用することはできず、加害企業として特定された被控訴人企業らは、原則どおり、民法709条により、各社の損害発生に対する寄与度に応じた割合による分割責任を負う。

(2) 中皮腫を発症した被災者との関係

中皮腫は、石綿粉じんへの少量曝露によっても発症しうるところ、加害者として特定された被控訴人企業ら以外にも、被災者に対して実質的な石綿粉じん曝露を生じさせた加害者が多数存在することが明らかな本件においては、加害行為に単独特起力があるか否か明らかでなく、寄与度不明の場合と同様に扱うのが衡平に適う。そうすると、控訴人らの主張は、加害企業の一部しか特定していないから、損害全体との関係で民法719条1項後段を類推適用して、主要曝露建材の製造・販売元として特定された被控訴人企業らに、被災者の損害全体について連帯責任を負わせることはできず、被災者の全体的な曝露量との関係で、主要曝露建材を製造・販売した企業らの集团的寄与度を定め、これに応じた割合的責任の範囲内で、民法719条1項後段を適用して、連帯責任を負担させるのが相当である。

(3) 具体的損害額の算定について

基準慰謝料額、喫煙歴による減額及び弁護士費用については、第3のとおりである。

4 (被控訴人企業らの個別責任)【判決267～307頁】

(1) マーケットシェア及び現場数から建材の到達推認が可能な被災者に対する責任(大工を職種とする29名)

ア 大工が取り扱う3種類の主要曝露建材(石綿含有スレートボード・フレキシブル板、同平板、石綿含有けい酸カルシウム板第1種)についての各社のマーケッ

トシェアが確定しうる昭和50年から平成4年までの間の、被控訴人エーアンドエーマテリアル、被控訴人ニチアス、被控訴人エム・エム・ケイのマーケットシェアは、それぞれ概ね、25%、10%、10%であり、それぞれの製品は、7回、20回、20回の現場のうち少なくとも1回は到達した高度の蓋然性があるといえる。この間、大工を専業として現場で大作業に従事した29名の被災者は、年間約16件（うち新築工事約6件）、昭和50年から平成4年までの17年余りの間では270件以上（新築工事に限っても100件以上）の現場に従事したものと認められる。そうすると、上記3社の製造・販売した主要曝露建材は、控訴人らの主張する控え目な計算方法によっても、新築工事に限っても、被災者の建築現場に、被控訴人エーアンドエーマテリアルは14回以上、被控訴人ニチアス及び被控訴人エム・エム・ケイは5回以上、到達したものと推認される。石綿含有ボードの切断作業等による石綿粉じん曝露量の測定データ、新築工事1現場における作業日数をもとに、各社の主要曝露建材からの累積曝露量を推計すると、いずれも、石綿肺・肺がん発症の単独惹起力を満たさないので、被災者に生じた全損害について民法719条1項後段を適用することはできない。

イ 石綿肺・肺がん・びまん性胸膜肥厚を発症させた被災者25名に対する責任

そこで、各被災者の損害発生に対する各社の寄与度について検討するに、各被災者は間接曝露を受けており、また、主要曝露建材以外の直接取り扱う建材からも曝露を受けているところ、間接曝露の割合を1/2、直接取り扱った建材から受ける曝露中に占める主要曝露建材の割合を2/3とみるのが相当であり、主要曝露建材の寄与度は1/3（1/2×2/3）と認める。この中で上記各社のマーケットシェア等を勘案の上、各社の寄与度は、被控訴人エーアンドエーマテリアルが10%、被控訴人ニチアス及び被控訴人エム・エム・ケイが3%と認めるのが相当である。そうすると、上記3社は、3(1)イで述べたところにより、民法709条に基づき、被災者に生じた損害に対して、上記寄与度に応じた割合による分割責任を負う。

ウ 中皮腫を発症させた被災者4名に対する責任

上記3社は、3(2)で述べたところにより、民法719条1項後段の適用により、主要曝露建材からの曝露の集团的寄与度である1/3に応じた割合的責任の範囲内で、被災者に生じた損害に対して、連帯して責任を負う。

エ その余の大工を職種とする被災者 8 名について

いずれも昭和 50 年から平成 4 年までの間、大工を専業として建築現場において大工作業に従事したことが認められず、上記各社の建材の到達及びその頻度を推認する基礎を欠くことから、各社の責任を認めるに足りない。

(2) 供述証拠等により被控訴人企業の製造・販売した石綿含有建材からの石綿粉じん曝露が認められる被災者

ア 被災者（23）がプラントの保温工として保温作業に従事していた際に取り扱った保温材の製造企業及びその割合について供述するところは、同人の勤務状況・作業内容、各社のマーケットシェアその他の客観的事実に照らして信用できる。保温材取扱い作業による石綿粉じん曝露量の測定データ、当該建材の取扱期間、各社の製品の石綿含有率及び被災者（23）の他の石綿曝露作業への従事状況を勘案すると、被控訴人エーアンドエーマテリアル、被控訴人神島化学工業、被控訴人ニチアスの加害行為の寄与度として、それぞれ、20%、7%、20%を認めるのが相当であり、各社は被災者（23）に対して、民法709条に基づき、上記割合による分割責任を負担する。

イ 被災者（24）が被控訴人エーアンドエーマテリアルの下請会社の職人として大規模なビル建設作業現場で被控訴人エーアンドエーマテリアルの石綿含有耐火被覆板を同社から貸与された切断機で切断して鉄骨に貼り付ける作業をしていたとの供述は信用できる。石綿断熱板の取扱い作業による石綿粉じん曝露量の測定データ、被災者（24）による当該建材の取扱期間及び被控訴人エーアンドエーマテリアルによる警告義務違反の期間、被災者（24）の他の石綿曝露作業への従事状況を勘案すると、被控訴人エーアンドエーマテリアルの加害行為の寄与度は15%と認めるのが相当であり、同社は被災者（24）に対して、民法709条に基づき、上記寄与度に応じた割合による分割責任を負担する。

(3) その余の被災者について

以下のとおり、被控訴人企業らの責任を認めることはできない。

ア 左官を職種とする被災者 4 名については、被控訴人ノザワの混和材が到達したとしても、これによって寄与度を定めうる程度に損害発生の実質的惹起力があつたとは認められない。

イ 専ら保温材を主要曝露建材と主張する被災者 2 名（12、13）については、

競合関係にある製品も含めた保温材について各社のマーケットシェアを確定することができない上、プラント等での保温作業の性質上、作業現場及び取り扱う製品が限定されることから、マーケットシェアと作業現場数によって被控訴人企業らの建材が到達したことを推認することができず、また、各人の供述によっては、これを認めるに足りない。

ウ 石綿含有吹付け材を主要曝露建材と主張する被災者（電工のうち3名、配管工11名、塗装工4名、鉄骨工1名、被災者（53））について、昭和40年代における各社のマーケットシェアを確定することはできないから、これらが被災者に到達したことを推認できない。昭和50年以降については、吹付けロックウールで昭和50年から昭和53年まで15%余りのマーケットシェアを有していた被控訴人太平洋セメントの製品が被災者に相当回数到達したことを推認することはできるが、同社は販売先を系列化して、特定の吹付け施工業者に対してのみ販売するとともに、施工業者に施工の安全性を確保させる態勢をとっており、これを通じて事業者へ安全配慮義務の履行の契機となる情報伝達がなされていたと評価し得るから、警告義務の違反があったとはいえない。

エ 電工のうち壁・天井材を主要曝露建材として主張する1名、混和材及びボード類を主要曝露建材とする塗装工4名、解体作業により多数の建材を主要曝露建材と主張する解体工及び鳶を主たる業務とする6名については、いずれの作業も建材の新規使用ではないから、警告表示による警告義務の対象に当たらない。

オ 屋根材を主要曝露建材として主張する板金工3名については、専ら屋外で使用される屋根材につき石綿関連疾患を発症することの予見可能性が認め難く、警告義務違反を認めることができない。

カ 配管工のうち10名が主要曝露建材として主張する石綿セメント円筒、被災者（53）が取り扱った保温材の一部については、各社のマーケットシェアを確定することができないから、建材の到達を推認することができず、また、各人の供述によってもこれを認めるに足りない。

5（被控訴人企業らの賠償額のまとめ）

上記によると、被控訴人企業らのうち、被控訴人エーアンドエーマテリアル、同ニチアス、同エム・エム・ケイ及び同神島化学工業は次のとおり損害賠償責任を負うが、その余の被控訴人企業らは損害賠償責任を負わない。

- (1) 被控訴人エーアンドエーマテリアルは、被災者75名中、31名との関係で、少ない者で143万円、多い者で916万6666円、総額1億0183万0662円の損害賠償責任を負う。
- (2) 被控訴人ニチアスは、被災者75名中、30名との関係で、少ない者で42万9000円、多い者で916万6666円、総額5698万0362円の損害賠償責任を負う。
- (3) 被控訴人エム・エム・ケイは、被災者75名中、29名との関係で、少ない者で42万9000円、多い者で916万6666円、総額5412万0362円の損害賠償責任を負う。
- (4) 被控訴人神島化学工業は、被災者75名中、1名との関係で、100万1000円の損害賠償責任を負う。

(以 上)